

統計法に基づく国 の統計調査です。 調査票情報の秘密 の保護に万全を期 します。

# オンライン回答のしかた

令和6年分の調査票を入力する際の留意事項

〇調査票の回答は2種類必要です。
 〇調査票(給与所得者用)の「『本人』及び『同一生計配偶者と扶養親族』の人数」及び「定額減税額」について、入力漏れにご注意ください。
 〇調査票(給与所得者用)の「基礎控除額」について、入力漏れにご注意ください。
 〇調査票(給与所得者用)の「控除対象配偶者」について、配偶者特別控除の適用者は「0」の入力漏れにご注意ください。

1 調査の対象となる事業所について

以下のフローチャートにより、調査の対象となる事業所かどうかを、判定してください。調査の対象となる場合は、P3以降を参考に調査票の作成、回答をお願いいたします。調査の対象とならない場合は、「調査票(源泉徴収義務者用)」のみ提出するか、<u>お問合せ先</u>までご連絡ください。



# 回答期限は令和7年2月28日(金)です。

〇 統計法により、報告(調査票の提出)が義務付けられています。
 〇 本調査により集められた調査票(個人情報)は、統計法により秘密として
 保護され、統計上の目的以外に使用することはありません。

### 2 オンライン回答の順序

民間給与実態統計調査のオンラインでの回答は、次の順序で作業を進めます。

(1) 「政府統計オンライン調査総合窓口」へアクセス

検索サイトから「政府統計オンライン調査総合窓口」を検索します。

(2) 「政府統計オンライン調査総合窓口」へのログイン

「調査票(源泉徴収義務者用)」または「ログイン情報通知書」に記載されている政府統計コード、 調査対象者 ID 及びパスワード(確認コード)を入力し、ログインします。

(3) パスワードの変更及び連絡先の登録

パスワードの変更及び連絡先(メールアドレス等)の登録を行います。

(4) 調査票(源泉徴収義務者用)の回答

源泉所得税を納めた際に使用した「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写) @領収証書」(金融機関等から交付された納税者控え)を参考に回答していただきます。

#### (5) 調査票(給与所得者用)の回答

ご使用されているパソコンに任意のフォルダを作成し、ダウンロードした調査票(Excelファイル)に回答していただきます。

回答の際に「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」等※が必要となります。

※性別、勤続年数及び職務の分かる資料が必要になります。



## 3 「政府統計オンライン調査総合システム」へのログイン

- (1) 検索サイトで「政府統計オンライン調査総合窓口」と検索いただくか、ウェブブラウザのアドレ スバーに「e-survey.go.jp」と入力しアクセスしてください。
- (2) トップページから「ログイン画面へ」をクリックします。



(3) 政府統計コード、調査対象者ID、パスワード(確認コード)を入力し、「ログイン」をクリック します(全て半角)。



※各種ログイン情報は「令和6年分民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)」または「ログイン 情報通知書」に記載されています。

(参考: 推奨環境)

パソコン推奨環境								
OS	ブラウザ	表計算ソフト (※2) (Excel調査票で使用)						
Windows 11 ()×1)	Firefox132 Google Chrome 130	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021						
Windows 10 (※1)	Microsoft Edge 130	Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016						
macOS 15	Safari 18	-						

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
 ・Excelのマクロ機能を有効にする必要があります。

- (4) パスワードの変更・連絡先の登録
  - ① 設定するパスワードを入力し、「変更」をクリックします。

新パスワード	必須	ロパスワードを表示する
新パスワード (確認用)	必須	

パスワードポリシー 半角英数記号8文字以上32文字以内 (英数字は各1字以上を含む)

パスワードは次回以降もログインする際に使用しますので、お忘れのないようお願いいたします。 ※パスワードをお忘れの際は、「ログイン情報画面」の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリック し、お進みいただくとパスワードの再発行が可能です。

② メールアドレス・会社名・部署名・担当者名を入力し、「登録」をクリックします。

メールアドレス 必須	(半角60文字以	以内)
会社名	(全半角60文字	氵以内)
部署名	(全半角60文字	≱以内)
担当者名	(全半角60文字	字以内)

③ メールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。
 登録した連絡先をご確認いただき、誤りがなければ、「調査票一覧へ」をクリックします。連絡
 先に誤りがあれば、「連絡先変更へ」をクリックし、連絡先の変更を行ってください。

連絡先情報の登録	T
メールアドレス	
会社名	国税商事株式会社
部署名	人事総務部
担当者名	国税 太郎

## 4 調査票(源泉徴収義務者用)の回答

調査票の一覧画面から「民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)」をクリックすると別ウインドウが開きます。

調査票の一覧						
パスワード・連絡先情報の	変更 調査回答ファイルの一括送信					
<u>注意事項</u>						
お知らせ 🔂						
	_		ли	,		
民間給与実態統計調查			シリック	′ <b>–</b>		
民間給与実態統計調査	室 ックしてください。		シリッシ			
民間給与実態統計調査 回答する電子調査票をクリ・ <u>実施時期</u>	を ックしてください。 <u>電子調査</u> 票 ?	ファイル形式	シリッシ	状況	回答日時	参考資料等
民間給与実態統計調査 回答する電子調査票をクリー <u>実施時期</u> 令和6年分民間給与実態 統計調査	を ックしてください。 電子調査票 ? 口 民間給与実態統計調査票(源泉徴収義 務者用)	<mark>ファイル形式</mark> HTML形式	シリッシ 提出期限 2025-02-28	扱品	回答日時	参考資料等 <u> ◆</u> 表示

「」」内を入力いただき、入力内容に誤りがないことをご確認の上、「回答データの送信」をクリックし、 送信いたします(入力項目の説明は次頁)。

なお、回答データの送信後に、回答受付完了の画面が出ますが、終了ではありません。ログアウトはせ <u>ず</u>、「調査一覧へ」をクリックし、続いて「民間給与実態統計調査票(給与所得者用)」の回答が必要です。





調査票の回答内容等についてお尋ねすることがありますので、そのときにお答えいただける 方の氏名、課(係)名、内線番号を入力してください。 前年の回答をあらかじめに入力しておりますので、入力内容に変更があった場合は、お手数 ですが、入力内容の更新をお願いいたします。

工場、支店、営業所、出張所等の場合には、その事業所の業務(業種)ではなく、貴事業所等 の企業全体としての主な業務に該当する業種番号を次ページの業種番号表から選択してくださ い。前年のご回答をあらかじめ入力しておりますので、業務内容に変更があった場合は、お手 数ですが、入力されている業種番号の更新をお願いいたします。

3

2

1

「5 給与所得者用調査票に入力した人員数及び層番号」については、国税庁ホームページに 掲載しております「<u>調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方</u>」をご覧ください。 ※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和6年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ

4

株式会社の支店や事業所の場合は、本社の資本金額に該当する番号を選択してください。あら かじめ該当する番号を入力しておりますので、資本金額等に変更があった場合は、お手数です が、入力されている番号の更新をお願いいたします。



## 業種番号表

#### ※【留意事項】

業種番号	業種分類	業種内訳(例示)
01	建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
02	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、 家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学 工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造 業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄 金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造 業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機 械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の 製造業
03	卸売業,小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業、機械器具卸売業、 <u>その他の卸売業</u> 、各種商品小売業、織 物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、 <u>その他の</u> 小売業、無店舗小売業
04	宿泊業,飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
05	金融業,保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、 金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
06	不動産業,物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
07	運輸業,郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、 運輸に附帯するサービス業、郵便業
08	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
09	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・ 音声・文字情報制作業
10	学術研究,専門・技術サー ビス業,教育,学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、 その他の教育、学習支援業
11	医療,福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
12	複合サービス事業	郵便局、協同組合
13	サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物 処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の 事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、 <u>その他のサービス業</u> 、分類 不能の産業
14	農林水産・鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業

※貴事業所が工場、支店、営業所、出張所等の場合には、貴事業所の業務(業種)ではなく、企業全体としての主な 業種を選んでください。

※業種については、創業時にかかわらず、現在の主な業種を選んでください。

※複数の業種に該当する場合は、売上の比率が最も高い業種を選び、比率が同じ場合は、給与所得者数の多い業 種を選んでください。

※この業種番号表における業種分類は、統計の結果を表示するために総務省が定めている「日本標準産業分類(令和 5年7月改定)」に基づいております。

総務省ホームページ(日本標準産業分類(令和5年7月告示))

令和5年7月改定により、次の業種については前年の調査時と業種分類が変わりますのでご留意ください。

日本標準産業分類に おける細分類項目	令和5年分調査における業種分類	令和6年分調査における業種分類
電気卸売業	03 卸売業,小売業(その他の卸売業)	O8 電気・ガス・熱供給・水道業(電気業)
ガス卸売業	03 卸売業,小売業(その他の卸売業)	O8 電気・ガス・熱供給・水道業(ガス業)
電気小売業	03 卸売業,小売業(その他の小売業)	O8 電気・ガス・熱供給・水道業(電気業)
ガス小売業	03 卸売業,小売業(その他の卸売業)	O8 電気・ガス・熱供給・水道業(ガス業)
レッカー・ロードサービス業	13 サービス業(その他の事業サービス業)	07 運輸業,郵便業(運輸に附帯するサービス業)

## 5 調査票(給与所得者用)の回答方法

1 事前準備

(記入対象者の決定)

第1層の事業所の方は、原則として全給与所得者が記入対象者となりますが、第2層~第8層の 事業所の方は、「調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方」により全給与所得者から記入対 象者を抽出(決定)します。

【参考】記入対象者数を自動で計算するツール

「【自動計算】調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方」

区分	事業所の給与所得者数	記入対象者の抽出割合	※令和6年12月中に給与を支払った人のう ち、給与の金額(年間)が2,000万円以下
第1層	1~ 9人	全員	の人の割合です。2,000万円を超える人 は全員記入対象となります。
第2層	10 ~ 29 人	1/2	※給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙 欄を適用した人は含まれません。
第3層	30 ~ 99 人	1/6	※「本社」とは、給与所得者500人未満で 資本金10億円以上の株式会社の本社をい
第4層	100 ~ 499 人	1/20	<ul> <li>いより。</li> <li>※第7層に該当する事業所で、給与支給額</li> <li>の合計が2000万円を超える人を除いた</li> </ul>
第5層	500 ~ 999 人	1/100	給与所得者数が20,000人を超える事業 所については、上限100人分に達するま
第6層	1,000 ~ 4,999 人	1/200	で入力することとなります。 ※ <u>事業所の給与所得者数が500人未満であっ</u>
第7層	5,000 人以上	1/200(上限 100 人)	ても、資本金が10億円以上で、株式会社の 本社であれば、第1層から第4層には該当
第8層	本社	1/20	<u>せず、第8層となります。</u>

○ このような方法を採るのは・・・

事業所の皆様の負担を最小限にとどめつつ、全国の事業所の皆様が同じ方法により規則的 に回答いただくことにより、それが全国の縮図となり、統計調査としての精度を高めること になるためです。 (回答に際して、準備するもの)

- 「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」
- 「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」
- 〇 「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等
   申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
- 従業員の性別、勤続年数、職務が分かる資料
- 2 回答方法
  - 「民間給与実態統計調査票(給与所得者用)」(Excel)のダウンロード
     「民間給与実態統計調査票(給与所得者用)」をクリックし、ご使用されているパソコンに任意のフォルダを作成しダウンロードした調査票を保存します。

調査票の一覧									
バスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信									
<u>注意事項</u>									
お知らせ 🔂									
民間給与実態統計調査	k at	クリ	リック						
回答する電子調査票をクリ	ックしてください。								
実施時期	<u>電子調査票</u> ?	リアイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等			
令和6年分民間給与実態 統計調査	□ <u>民間給与実態統計調査票(源泉徴収義</u> 務者用)	HTML形式	2025-02-28	未回答		▶ 表示			
令和6年分民間給与実態 統計調查	▲ <u>民間給与実態統計調査票(給与所得者</u> 用)	Excel形式	2025-02-28	未回答		▶ 表示			

※ 調査票(給与所得者用)の回答にあたり、市区町村へ提出した給与支払報告書データ(CSVフ ァイル)を活用して、回答データ(民間給与実態統計調査票(給与所得者用))を作成することが 可能です。

CSVファイルを読み込むことにより、記入対象者を自動で抽出するほか、電子調査票のExcel ファイルの各入力項目へ自動で入力されますので、入力作業に係るご負担を大幅に減らすことが できます。

なお、(2)以降につきましては、「CSV ファイル」を活用せずに回答を行う場合の回答方法を記載しておりますので、「CSVファイル」を活用しての回答をされる場合は、こちらの「<u>給与支払</u>報告書及び源泉徴収票データを作成する際に使用するCSVファイルを活用した民間給与実態統計調査票(給与所得者用)の作成方法」に記載されている回答方法をご覧ください。

(2) (1)で保存した「民間給与実態統計調査票(給与所得者用)」Excel ファイルを開き、「セキュリティの警告」メッセージが表示された場合は、「コンテンツの有効化」をクリックします(ご利用の 環境によって画面が異なる場合がございます)。メッセージが表示されない場合はそのまま(3)に進みます。



(3) 「1 調査票シートの入力」の「②調査票シートの入力」をクリックします。

民間給与実態統計調査票(	給与所得者用)	
◇ 電子調査票を入力するにあたって		
以下、1、2の手順に従って包囲データの作成なび送着をお願いします。 (注意1)着手綺麗茶巻時いた類、以下のダイアログボックスが出てきた場合はクリックしてください。 「このコンデンジを有効にする」 「この見行きのドキュメンビザバで優勝する」 (注意2)「このファイルのシーズが優勝できない足め、Marcoortによりマクロの実行がブロックされ	ました。」と表示 — <u>対処法はこちら</u>	
1 調査票シートの入力		
<ol> <li>市区町村へ賃出した総与支払報告書データ(CSVファイル)を活用して作成される方はこちら</li> <li>①調査票シートの入力</li> <li>※ 使用するCSVファイルは、市区町村へ賃出した総与支払報告書(データの1列目 「法定資料の賃貸」が「315」)のCSVフイルです。</li> </ol>	<ul> <li>2 左側以外の方はてらら<u>(CSVファイルを活用しない方)</u></li> <li>2)調査票シートの入力</li> <li>※ 起入対象者の決め方は下記0月(をクリック)でてください。</li> <li>「(自転前事))調査果総与所者者用の起入対象者の決め方(EXCEL/S9KB)」</li> </ul>	「CSV ファイル」 を活用しない方は 「②調査票シートの
9、ファイルの増出(同答データ半年)		入力」をクリック。
<ul> <li>○ 1000 (1) 「シンロロタ ハランビステトマンシテトルの)推出を1) 「くくんこり!!</li> <li>○ 政府統計オンライン調査システムの【連絡先情報の登録画面】で登録したメールアドレスにて「受付完了</li> </ul>	メール」を受信されましたら提出完了となります。	
回答データ送信		

※「②調査票シートの入力」をクリックすると、以下のメッセージが表示されますので、記入対 象者の選定がお済の方は、「OK」を選択し、選定がお済でない方は「NO」を選択してくださ い。(「OK」を選択した場合は、(5)に進みます。)

お知らせ	×
記入対象者の決め方から記入対象者の選定がお済の方は「OK	」を選択し、調査票
の入力にお進みください。	
記入対象者の選定がまだお済ではない方は「NO」を選択し、「記	し入対象者の決め
方」をご確認いただき、記入対象者を選定してください。	
OK	10

(4) メッセージで「NO」を選択した場合は、「調査票(給与所得者用)への記入対象者の決め方」が 表示されるため、表示されている①~⑥の番号の順に該当する数字を入力します。

入力後、右矢印の「CSV ファイルを活用しない方」の枠内に表示された抽出方法のとおり記入 対象者を選定し、「給与所得者用シートへ」をクリックします。



- 「記入対象者の決め方シート」の「①令和6年12月31日現在の給与所得者数」欄に、貴事業 所において令和6年12月中に給与を支払った従業員(役員、アルバイト含む)の人数を入力し ます。
- ② ①で入力した人数のうち、丙欄適用者(「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」の丙欄を適用 した人)がいる場合は、その人数を「②上記①のうち、丙欄を適用した人数」に入力します。
- ③ ①で入力した人数のうち、給与の金額(年間)が2,000万円を超える方がいる場合は、その人数を「③上記①のうち、給与の金額(年間)が2,000万円を超える人数」欄へ入力します。
- ④ 株式会社で資本金が10億円以上の場合は、「④資本金は10億円以上ですか。」欄の「はい」を 選択し、それ以外(資本金が10億円未満の株式会社、有限会社、個人経営など)は「いいえ」 を選択します。
- ⑤ 「⑤株式会社の本社ですか」欄に貴事業所が株式会社の本社の場合は「はい」、それ以外の場合は「いいえ」を入力してください。
- ⑥ ⑥に表示された数(任意の数)を入力します。(事業所の給与所得者数に応じ、表示が変わります。)例えば、「1~20の任意の数」と表示された場合は1~20の数字のうち、任意の数を入力します。

なお、貴事業所が第1層に該当する場合は全員が記入対象者となるため、⑥には「1」を入力 します。

※ ①一②一③の結果が20,000人を超える場合は、⑥の入力の必要はありません。

- (5) 給与所得者の記入対象者※について回答項目を入力します。
  - ※抽出・決定した記入対象者(給与の金額(年間)が2,000万円を超える人と記入対象者と抽出された人) 下記の入力チェック機能を設けています。
  - ①入力セルの背景が灰色・・・入力を要しない項目
  - ②入力セルの背景が赤色・・・入力値の誤りや他項目との関連エラーとなっている項目 例)給与・手当+賞与が給与計にならない等
  - ③入力漏れや誤りがある場合は入力チェック欄(AO 列)にエラーメッセージが表示されます。



(6) 各項目の入力のポイント



#### 「2 氏名又は記号等」

記入対象者の氏名若しくは社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号を入力してく ださい。記号を入力する場合は、調査票提出後、記入内容のお問合せを行う場合がありますの で、どの従業員を示した記号なのか分かるようにしておいてください。

#### 「4 満年齢」

令和6年12月31日現在の満年齢(1年未満は切り捨て)を入力してください。

「5 勤続年数」

令和6年12月31日現在の勤続年数(1年未満は切り捨て)を入力してください。

令和6年 12 月中に給与の支払いのあった従業員で、同年 12 月 31 日までに退職した場合は、退職した日時点の満年齢を入力してください。

#### 「6 給与支給月数」

給与を支給した月数が12カ月の従業員は「1」、11カ月以下の従業員は「2」を入力してください。年の中途で採用された人で、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った人については、前職での給与支給月数を通算してください。

「7 職務区分」

法人の代表者、役員等の方は「1」、個人の青色事業専従者の方は「2」、正社員(正職員) の方は「3」、正社員(正職員)以外のパートタイマー、アルバイト等の方は「4」を入力して ください。

#### 「8 年末調整の有無」

年末調整を行った人は「1」、乙欄適用の人は「2」、年の中途で採用された人で前職の給与 等が不明の人は「3」、給与の額(年額)が2,000万円を超える場合は「4」を入力してくだ さい。

#### 「9 控除対象配偶者」

配偶者控除の適用がある場合に「1」~「8」を入力してください。

控除対象配偶者がいない場合、または配偶者特別控除の適用がある場合は「O」を入力して ください。※

※誤りの多い箇所ですので、ご注意願います。

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
				扶養親族数	_					本人控除		
一般の	特定	老/	K	控除対象					At Di			*****
控除対象	扶養	同居	一部	扶養親族数計	障害者	同居特别	非同居特	障害者	「日月月」 陸害者	ひとり親	寡婦	動力 学生
状 表親族 ①	親族 ②	老親等 ③	۵×	<u> 0+2+3+4</u>		障害者	別障害者	控除	控除		控除	控除

#### 「10~17 扶養親族数」

「令和6年分給与所得対する源泉徴収簿」「令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」をご確認いただき、該当の人数を入力してください。

#### 「18~22 本人控除」

「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」をご確認いただき、該当があれば、該当の項目 に「1」を入力してください。



## 「23~25 給与の金額」

単位の誤りが多く発生しています。千円単位になりますのでご注意ください。

- 26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	- 39
161199													
所得	金 社会	小規模 企業共済等 掛金控除額 <b>(千円)</b>	生命保険料控除額(千円)				17/E +/	17/8 tr		住宅借入	定額減税		Co.1695
調閲盟 (予用)	整 保険料 額 控除額 引)(千円)		一般	介護	個人	地震(#}X 料型除額 (千円)	近時看 1型時期 (千円)	約8回至64章 (千円)	(千円)	金等特别 招除額 (千円)	「東人」東の「第一 東京市営務者である 東京市の山東市	定額減 税額 (千円)	(千円)

#### 「26~38 諸控除」

「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」、 「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告 書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」、を基に入力し てください。

※「29 一般生命保険料控除額」、「30 介護医療保険料控除額」、「31 個人年金保険料控 除額」の合計12万円を超えても構いません。 ※「33 配偶者控除額」、「34 配偶者特別控除額」について、入力する欄を誤らないようご 注意ください。

※「35 基礎控除額」について、入力漏れにご注意ください。

※「37 「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数」及び「38 定額減税額」につ いては令和6年分調査で追加された調査項目となりますので、入力漏れにご注意ください。 詳しくは次ページをご覧ください。

#### 「39 年税額」

源泉徴収税額(年末調整後)を記入してください。年末調整を行わなかった人については、 令和6年中に源泉徴収した税額の合計を入力してください。

「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」



「令和6年分給与所得者の保険料控除申告書」



「令和6年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」



#### 「定額減税」に関する調査項目の記入における注意点

令和6年度税制改正により、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されていることに伴い、令和6年分民間給与実態統計調査の調査票(給与所得者用)に「定額減税」に関する調査 項目が追加されています。

- (追加された調査項目)
  - 「37 「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数」
  - 「38 定額減税額」

#### 「37 「本人」及び「同一生計配偶者と扶養親族」の人数」の記入における注意点

年末調整を行った者(「8 年末調整」欄が「1」)について、定額減税額の計算の基となった人数を入力してく ださい。

※定額減税額の計算の基となった人数とは、本人(1人)と同一生計配偶者と扶養親族の人数の合計をいいます。 ※給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる者については、定額減税の対象とならないことから、「0」と入力してください。

【記入例】「同一生計配偶者と扶養親族」が3人の場合、本人(1人)を含めて「4(人)」と入力してください。

#### 「38 諸控除(の)定額減税額」の記入における注意点

年末調整を行った者(「8 年末調整」欄が「1」)について、年調所得税額(定額減税額を控除する前の年税額)から実際に控除した定額減税額を千円単位(千円未満は四捨五入)で入力してください。

※給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる者については、定額減税の対象とならないことから、「O」と入力してください。

【記入例】定額減税額の計算の基となった人数が4人の場合、定額減税の控除可能額は 120,000 円(4人 ×30,000 円)となりますが、年調所得税額(定額減税額を控除する前の年税額)が73,600 円の 場合、実際に控除できる額は73,600 円ですので、「74(千円)」と入力してください。

#### 【「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」から入力する場合】





(7) 入力内容のチェック

記入対象者人数の回答項目の入力がすべて終了しましたら、AO列の「入力チェック」欄がす べて「OK」と表示されていることを確認します。「OK」と表示されていない場合は、エラーメ ッセージが表示されていますので、エラーメッセージに基づき、回答内容の修正を行ってくださ い。「入力チェック欄」がすべて「OK」と表示されていれば、提出が可能です。

(8) 回答データの提出

送信前に必ず、調査票(Excel ファイル)の保存を行ってください。「回答データ送信」をク リックすると、入力した調査票の送信ができますが、保存をせずに送信してしまうと、回答内容 を確認することができなくなります。保存後、「回答データ送信」をクリックしてください。



「確認コードの入力」画面が表示されますので、パスワードを入力し、「送信」をクリックし てください。

回答データが正常に送信されると登録したメールアドレス宛に回答を受け付けた旨のメール が届きます。これで回答は以上となります。



6 よくある質問事例

例年、問合せの多い質問については、国税庁ホームページに「よくある質問事例」を掲載していま すので、こちらの「<u>民間給与実態統計調査票 よくある質問事例</u>」をご覧ください。 そのほか、ご不明な点がございましたら、下記お問合せ先まで連絡願います。

国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」事務局 (株式会社インテージリサーチ) TEL 0120-927-329(平日 9:00~18:00)	
<ul> <li>FAX 0120-380-885</li> <li>○お問合せの際は、調査票(源泉徴収義務者用)の調査対象者 ID をお伝えください(FAX の場合は、調査対象者 ID の記入をお願いします。)</li> <li>○調査票発送後及び提出期限前の1週間は電話回線が混雑し、つながりにくくなります。</li> <li>○国税庁及び各国税局では、令和6年分民間給与実態統計調査の実施について、株式会社インテージリサーチに業務委託しています。なお、委託業者には、統計法により守秘義務が課せられています。</li> </ul>	